

低入札価格調査制度における失格判断基準について

失格判断基準

- (1) 入札金額の積算において、警備員等の賃金が三重県の最低賃金を下回っている場合。
- (2) 積算内訳書の積算に違算があり、入札金額での契約の履行が困難と判断される場合。(入札時に提出された内訳書と積算内訳書の整合が取れない場合等。)
- (3) 一括値引き、減額の項目が計上されている場合。(根拠のない経費など、積算方法の説明ができない場合。)
- (4) 当該低入札価格調査に応じない場合、また、必要となる調査資料をあらかじめ指定した日に提出しない場合。
- (5) 当該低入札価格調査において、協力的でない場合、または不誠実な行為を行った場合。

低入札価格調査制度における失格判断基準の運用について

1 失格判断基準の運用については、次のとおりとする。

(1) 違算とは、積算内訳書のレベルで説明のつかない、かつ、入札金額に影響を及ぼすものをいう。(下記「ア」及び「イ」の具体例による。)

ア. 入札金額内訳書に記載された業務内容毎の業務原価（直接業務費及び業務管理費）、小計及び合計①、一般管理費等の内訳及びその合計②、総合計③（業務原価合計①＋一般管理費等合計②）が積算内訳書のそれぞれの該当額と異なる場合は失格とする。

※ の部分が1箇所でも積算内訳書と異なる場合は失格とする。

入札金額内訳書(例) 【業務名 三重県〇〇〇〇清掃・警備業務委託】

業務内容	業務原価①		一般管理費等②	総合計(①+②)
	直接業務費	業務管理費		
清掃業務				
〇〇業務				
△△業務				
●●業務				
警備業務				
小 計				
合 計	①		②	③

※注意 総合計欄③の金額が入札書の金額と異なる場合は当該入札書は無効となります。

(例1) ※違算とみなし、失格とする。

入札金額内訳書の業務原価合計額①と、積算内訳書の業務原価合計額は一致しているが、業務内容別の内訳中、1業務でも直接業務費又は業務管理費が異なっていた場合。

(例2) ※違算とみなし、失格とする。

入札金額内訳書の一般管理費等合計額②と積算内訳書の一般管理費等合計額が異なっていた場合。または、入札金額内訳書の一般管理費等合計額②と、積算内訳書の一般管理費等合計額は一致しているが、業務内容別の内訳が異なっていた場合。

イ. 仕様書に記載された業務内容の項目（金額）が積算内訳書に計上されていない場合は失格とする。

(2) 「値引き」等名称の如何を問わず、内訳書に減額表記がある場合は失格とする。ただし、その額が1,000円未満の場合は、端数調整とみなし、失格としない。